

次世代法に基づく

岡崎市福祉事業団行動計画 (第4回)

(計画期間 2021年4月1日～2025年3月31日)

社会福祉法人 岡崎市福祉事業団

はじめに

この岡崎市福祉事業団行動計画（以下「行動計画」という。）は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、策定したものです。

次世代法が成立した背景には、少子化が進むなか、次世代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境を整えるために、国、地方公共団体、事業主等、様々な主体が社会を挙げて取り組んでいく必要があることがあります。

社会福祉法人岡崎市福祉事業団（以下「事業団」という。）は職員の子どもたちの健やかな育成についても役割を果たす必要があります。また、次世代法は、国や地方公共団体を除く事業主を“一般事業主”として定め、職員の子どもたちの健やかな育成のための行動計画（一般事業主行動計画）を作成するよう義務付けています。

この行動計画は、2021年4月1日から2025年3月31日までの4年間を計画期間とします。なお、進捗状況や諸事情の変化に対応するため、必要に応じて行動計画を見直す場合があります。

1 計画期間

2021 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

2 内容

目標 1

- ・ 計画期間内に育児休業の取得率を次の水準にする。
男性職員：計画期間中に 3 名以上の取得があること
女性職員：取得率を 95%以上にすること
※出産をした職員のうち

<対策>

- ・ 本人又は妻が出産をする職員・育児休業から復帰する職員に対して、育児休業取得中の各種給付制度や休暇制度等の記載されたパンフレットを配付し周知（随時）
- ・ 育児休業取得に対する男性職員への意識調査の実施

目標 2

- ・ 計画期間内に育児短時間勤務の取得率を次の水準にする。
男性職員：計画期間中に 2 名以上の取得があること
女性職員：取得率を 20%以上にすること
※対象期間を 1 年以上有する職員のうち

<対策>

- ・ 本人又は妻が出産をする職員・育児休業から復帰する職員に対して、育児休業取得中の各種給付制度や休暇制度等の記載されたパンフレットを配付し周知（随時）
- ・ 育児短時間勤務取得に対する男性職員への意識調査の実施

目標 3

- ・ 妊娠、出産や育児、介護に関する各種休暇制度の周知、活用を促進させる。

<対策>

- ・ 休暇制度周知のための職員向けリストを作成し配付（随時）
- ・ 職場の上司から対象職員へ休暇制度の紹介ができるよう、管理職向けリストを作成し、周知と取得促進
- ・ 研修などを通じて周知（随時）

目標 4

- ・年次有給休暇の取得を促進する。(奨励期間の設定、週休日や休日と併せた連休取得の奨励)

<対策>

- ・文書で奨励期間の周知（随時）
- ・部署別年次有給休暇取得状況の公表（半期毎）

目標 5

- ・ハラスメント（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・マタニティハラスメントなどハラスメントすべてを含む。）を防止する

<対策>

- ・ハラスメント防止に関しての資料を掲示し周知（随時）
- ・研修などを通じて周知（随時）
- ・相談があった場合には、早急かつ適切に対応（随時）